

役員のための財務税務会社法ニュース マネジメントレポート

今回のテーマ： 2013年度税制改正大綱 ～相続税関連～

相続税の主な改正点は、つぎのとおりです。

1 <2015.1.1の相続・遺贈・贈与発生分から適用>

項 目		改 正 前	改 正 後
相 続 税	基礎控除額の引下げ	5,000万円+ 1,000万円×法定相続人の数	3,000万円+ 600万円×法定相続人の数
	最高税率の引上げ	3億円超 50%	6億円超 55% ※
税 額 控 除	未成年者控除 20歳までの1年につき	6万円	10万円
	障害者控除 85歳までの1年につき	6万円 (特別障害者 12万円)	10万円 (特別障害者 20万円)
税	小規模宅地等の課税価格の計算の特例 80%評価減の適用対象面積の拡充 ① 特定居住用宅地等 ② 特定事業用宅地等+①との併用	240㎡ 最大 400㎡	330㎡ 最大 730㎡
	最高税率の引上げ ① 20歳以上の者が親、祖父母からの贈与 ② ①以外	1,000万円超 50% 同上	4,500万円超 55% ※ 3,000万円超 55% ※
贈 与 税	相続時精算課税制度の見直し 受贈者の範囲 贈与者の年齢要件	20歳以上の推定相続人 65歳以上	20歳以上の推定相続人と孫 60歳以上
	相 続 税 ・ 贈 与 税 の 見 直 し 非上場株式等の 納税猶予制度	後継者要件	先代経営者の親族
経営者要件		贈与時 役員退任	贈与時 代表者退任 (有給役員 可)
事業継続要件		事業継続期間(5年)中、相続・贈与時の雇用者数に対して 5年間 毎年80%以上維持	5年間 平均80%以上維持
手続要件		経済産業大臣の事前確認制度	廃止

※ 相続税・贈与税の税率区分の改正：http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/

2 <2014.1.1の相続・遺贈発生分から適用>

つぎのケースに該当する宅地等は、適用要件の緩和・柔軟化により特定居住用宅地等に該当し、小規模宅地等の課税価格の計算の特例(80%評価減)が適用されます。(従来適用不可)

1) 老人ホームへの入所

被相続人が老人ホームに入所し、居住の用に供されなくなった家屋の敷地で、つぎの要件を満たす場合に限り、相続開始の直前まで居住の用に供されていたものとして取り扱います。

- ・ 被相続人に介護が必要なため、老人ホームに入所したものである。
- ・ 被相続人の家屋が貸付の用途に供されていない。

2) 二世帯住宅

一棟の二世帯住宅で構造上区分された住宅の各独立部分に被相続人及びその親族が居住していた場合に、その親族が相続・遺贈により取得したその住宅の敷地である宅地等

お見逃しなく！

2013.4.1～2015.12.31までの間に30歳未満の子や孫へ一括贈与により教育資金を金融機関に信託等として拠出し、非課税申告書や支出時の領収証などを提出している場合は、子や孫1人につき1,500万円(学校以外500万円)を非課税とする制度が創設されます。

なお、30歳到達時に贈与教育資金の残額がある場合は、その残額に贈与税が課税されます。